

(目的)

- 第1条 (1) 三島ジャンボゴルフセンター（以下「本練習場」という）において使用する IC カード（以下「カード」という）については、本規約に則って取り扱うものとし、カードの所有者（以下「利用者」という）は、本規約に従ってカードを利用するものとします。
- (2) 利用者がカードを使用する場合、本練習場の利用約款及び規約等の規定が適用されることを予め了承するものとします。

(種別)

第2条 本練習場が発行する会員（メンバー）カードの種別は次の通りとします。

●正会員カード

- (1) レギュラー会員カード（年会費及び会員情報登録をいただく方に発行するカード）
- (2) レディース会員カード（年会費及び会員情報登録をいただく方に発行するカード）
- (3) シニア会員カード（年会費及び会員情報登録をいただく方に発行するカード）
- (4) ゴールド会員カード（年会費不要、会員情報登録をいただく方に発行するカード）

●準会員カード

- (1) スクール会員カード（ジャンボゴルフスクールおよびミズノゴルフスクールに入会中で会員情報をいただく方に発行するカード）
- (2) 法人会員カード（法人会員で会員情報をいただく方に発行するカード）
- (3) 日本大学ゴルフ部会員カード（日本大学ゴルフ部所属で会員情報をいただく方に発行するカード）
- (4) ジュニア会員カード（小学3年生以上高校生以下で会員情報をいただく方に発行するカード）

●ビジターカード（会員情報登録をいただかない方に発行するカード）

(登録)

第2条 正会員カード、スクール会員カード、法人会員カード、日本大学ゴルフ部会員カード、ジュニア会員カードにあたっては、利用者本人が所定の申込用紙に必要事項を記入し、身分証明書を確認後、利用者登録するものとします。

(カードの発行)

- 第3条 (1) 正会員カードは、申込者1名につき1枚をメンバー資格の取得と同時に発行し、申込者はカードの署名欄に署名するものとします。また、カードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。本事項に違反してカードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の責務については利用者その責任を負うものとします。発行に際しての発行手数料は年会費に含まれますが、例外として、ゴールド会員カードを新規発行の際は、発行手数料200円をお支払いいただきます。なお、返却処理を行った時点で、当該カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。
- (2) スクール会員カード、法人会員カード、日本大学ゴルフ部会員カード、ジュニア会員カードは、申込者1名につき1枚を登録申込時に発行し、申込者はカードの署名欄に署名するものとします。また、カードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。本事項に違反してカードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の責務については利用者その責任を負うものとします。また、発行の際に発行手数料200円をお支払いいただきます。（スクール会員カードを除く）なお、返却処理を行った時点で、当該カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。
- (3) ビジターカードは、登録申込は不要ですが、発行に際して発行手数料200円をお支払いいただきます。なお、返却処理を行った時点で、当該カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。
- (4) 会員カードをお忘れの場合は、本練習場指定の方法により本人確認できた場合、発行手数料200円をお支払いいただくことで、一時利用カードを発行します。その際、一時利用カードに200プレミアムが付与されますが、一時利用カードのまま、そのプレミアムをご利用いただくことはできません。なお、一時利用カードは当日のみ有効です。（ただし、チャージ残高及びプレミアム残高の有効期限は第10条(1)の通りとします。）利用者が会員カードと一時利用カードの両方をお持ちいただければ、一時利用カードのチャージ残高及びプレミアム残高を会員カードに移行させていただきます。その際、一時利用カードを返却していただきます。

(入金・チャージ・ポイント)

- 第5条 (1) カードは所定の機器にて予めチャージ（入金）することにより繰り返し利用することができます。チャージ残高の上限は30,000円です。
- (2) カードのチャージ残高及びポイント残高は所定の機器により確認することができます。
- (3) カードのチャージ残高の払い戻し及びポイント残高、プレミアム残高等の換金はできません。

(利用範囲)

第6条 カードのチャージ残高は、本練習場のボール代、貸クラブ、バンカー・パター練習場利用料および本練習場が指定したものの支払いとして利用することができます。プレミアムは本練習場のボール代としてのみ利用することができます。

(カードの利用停止・利用資格の喪失)

- 第7条 (1) 利用者が本規約に違反した場合もしくは違反する恐れがある場合、その他カードの利用状況が不適切であると本練習場が判断した場合、本練習場は通知することなく、カード利用を停止する措置をとることができます。
- (2) カードの利用状況が不適切であると本練習場が判断した場合、その他本練習場が必要と判断した場合、本練習場は何らかの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効とすることができます。この場合、利用者は本練習場に直ちにカードの返却を行うものとします。

(カードの紛失・盗難)

第8条 カードの紛失、盗難、またはその他事由による利用者の損害について、本練習場は一切責任を負いません。

(カード再発行)

- 第9条 (1) 会員カードの紛失または盗難等により、利用者が当該カードの再発行を希望する場合は、所定の申込用紙に必要事項を記入するものとします。
- (2) 申し込み内容及び免許証等の身分証明書により、本人確認を行ったうえ、所定の手数料をお支払いいただくことで、会員カードを再発行いたします。なおその際、以前に発行されたカードは無効となります。
- (3) 以前のカードのチャージ残高及びポイント残高等につきましては、新しい会員カードに移行させていただきます。ただし、カードの状態等により、チャージ残高及びポイント残高等が把握できない場合は移行することができません。なおその場合、利用者の損害については、本練習場は一切の責任を負いません。
- (5) ビジターカード及び一時利用カードは、いかなる場合も再発行はできません。

(失効)

- 第 10 条 (1) 本練習場の最終利用日より一年間ご利用がない場合は、カード（チャージ残高等含む）は失効します。
- (2) 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、通知、催告を要せずしてカードのチャージ残高およびプレミアム、ポイント残高等を失効させることができますものとします。
- ① 会員カードの申込内容に虚偽があることが判明した場合
 - ② 暴力団等の反社会勢力であると本練習場が客観的事実に基づき判断した場合
 - ③ 前号に該当する者を同伴し、または紹介して本練習場を利用させた場合
 - ④ 本規約、その他本練習場の諸規定に違反し、本練習場が利用者として不適格であると判断した場合
 - ⑤ カードの利用にあたり、不正な行為があった場合
 - ⑥ 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者が前号第①号ないし第⑤号に該当し、本練習場または第三者が損害を被った場合、利用者は直ちにその損害を賠償するものとします。

(登録事項の変更)

- 第 11 条 会員カードの利用者は、住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに本練習場にて所定の変更手続きを行うものとします。
- なお、届出事項変更の連絡がない場合は、本練習場は会員カードの停止をすることがあります。

(不慮の事故による損害)

- 第 12 条 天災、不慮の事故等、本練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害について、本練習場は一切の責任を負いません。

(規約の改定)

- 第 13 条 (1) 本練習場は、以下の場合に、本練習場の裁量により本規約を変更することがあります。
- ① 本規約の変更が、利用者の利益に適合するときや、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
 - ② 前項により、本練習場が本規約を変更する場合、本規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 ヶ月前までに、本練習場は、本練習場内への掲示、ホームページへの掲載その他適切な方法により利用者に周知します。
 - ③ 変更後の規約の効力発生日以降に、利用者が本規約に基づき本練習場を利用したときは、本規約の変更に同意したものとみなします。
- (2) 本練習場は、運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に停止することがあります。
- (3) 前二項における損害について、本練習場は一切責任を負いません。

(個人情報目的)

- 第 14 条 会員カード利用者からいただいた個人情報は以下の場合に限り使用し、その目的以外に使用することはありません。
- (1) 何らかの理由によりご連絡を取る必要が生じた場合
 - (2) 本練習場のサービス案内
 - (3) マーケティング活動のための基礎データ
 - (4) カードの再発行を行う場合

(個人情報の提供について)

- 第 15 条 会員カード利用者からいただいた個人情報を以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に開示または提供しません。
- (1) 法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合
 - (2) 施設内においての事故等により保険会社に提供する場合

以上

2022 年 12 月 1 日制定

有限会社 MKC
三島ジャンボゴルフセンター